

平成 2 3 年度における情報公開条例の実施状況について

1 公文書の公開請求の件数 4 0 件

2 公文書の公開請求の内訳及び決定等の状況

実施機関	公開請求 件数	対 象 公文書数	処理の内容				取下げ	不服申 立ての 状 況
			公 開	非 公 開	部 分 公 開	不 存 在 等		
市長	1 8	2 2	1 1	1	3	7	0	なし
教育 委員会	8	8	4	0	3	1	0	なし
選挙管理 委員会	1 0	2 2	9	1	5	7	0	なし
公営企業 (水道事 業)	1	1	1	0	0	0	0	なし
議会	3	3	1	2	0	0	0	あり

実施機関（公文書の公開を実施する機関）とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

3 その他の実施機関は、請求がありませんでした。

4 公開請求に係る不服申立て件数及び処理状況

実施機関	不服申立 て件数	却 下	認 容		棄 却	取 下 げ	審理中
			全部	一部			
議会	1	0	0	0	0	0	1